

「札幌市東区介護予防センター元町運営事業」

受託法人募集についての質問及び回答

【質問】

介護予防センターの受託にあたって定款変更が必要かどうか。定款には「介護予防・日常生活支援総合事業」は記載しています。「介護予防センター」について、改めて定款変更が必要か。

【回答】

本事業の受託に伴う定款について、事業内容に「介護予防センター」の文言を記載することは必須としてはおりません。

しかしながら、札幌市介護予防センター運営事業実施要綱の第3条第2項に記載しておりますとおり、札幌市介護予防センターの設置については「地域包括支援センターの業務の一部を補完する機関として位置づけ」ているため、地域包括支援センターと同様に消費税が非課税の事業と扱っております。そのため、契約前に定款の変更を行っていただき、別に記載いただくことが望ましいと考えております。

【質問】

受託法人募集要項、第1章募集の趣旨・概要、6実施体制について、(3)専用電話の設置とあるが、専用携帯電話やIP電話のようなネット回線を活用した専用電話で構わないか。

【回答】

専用電話の設置については、仕様書（案）の5(1)「総合相談支援業務の実施」における高齢者等からの電話相談などの連絡先とすることを想定しております。

ご質問いただきました専用携帯電話やIP電話のようなネット回線を活用した専用電話の設置でも差支えありません。